

令和8年2月25日（定例会）

令和8年
奈良県広域消防組合議会
第1回定例会会議録

奈良県広域消防組合議会

令和 8 年奈良県広域消防組合議会第 1 回定例会会議録目次

○ 2 月 2 5 日

開会	2
管理者招集挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議長諸報告	4
管理者諸報告	4
一般質問	4
承第 1 号 令和 7 年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第 3 号）の専決 処分の報告について	7
報第 1 号 和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	8
議第 1 号 奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例等の一部を改正する条例について	8
議第 2 号 奈良県広域消防組合の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に 関する条例等の一部を改正する条例について	9
議第 3 号 奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について	10
議第 4 号 奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について	11
議第 5 号 令和 7 年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第 4 号）	11
議第 6 号 令和 8 年度奈良県広域消防組合一般会計予算	12
議第 7 号 財産の取得について	16
議第 8 号 財産の処分について	17
同第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	18
委議第 1 号 奈良県広域消防組合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改 正する条例について	19
委議第 2 号 奈良県広域消防組合議会会議規則の一部を改正する規則について	20
管理者閉会挨拶	21
閉会	21

令和 8 年 2 月 2 5 日

令和 8 年奈良県広域消防組合議会第 1 回定例会会議録

奈良県広域消防組合議会

令和8年奈良県広域消防組合議会第1回定例会会議録

令和8年2月25日（水曜日）午後3時00分 開会

議 事 日 程

令和8年2月25日（水曜日）午後3時00分 開議

- | | | |
|---------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議長諸報告 | |
| 日程第 4 | 管理者諸報告 | |
| 日程第 5 | 一般質問 | |
| 日程第 6 | 承第 1 号 | 令和7年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について |
| 日程第 7 | 報第 1 号 | 和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について |
| 日程第 8 | 議第 1 号 | 奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議第 2 号 | 奈良県広域消防組合の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議第 3 号 | 奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議第 4 号 | 奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議第 5 号 | 令和7年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 13 | 議第 6 号 | 令和8年度奈良県広域消防組合一般会計予算 |
| 日程第 14 | 議第 7 号 | 財産の取得について |
| 日程第 15 | 議第 8 号 | 財産の処分について |
| 日程第 16 | 同第 1 号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 17 | 委議第 1 号 | 奈良県広域消防組合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第 1 | 委議第 2 号 | 奈良県広域消防組合議会会議規則の一部を改正する規則について |

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（25名）

1 番 榎 堀 秀 樹 君
3 番 辰 巳 光 則 君

2 番 鳥 山 淳 一 君
4 番 竹 邑 利 文 君

5 番 土 家 靖 起 君
 7 番 寺 前 伊 平 君
 9 番 中 拓 也 君
 1 1 番 山 田 仁 樹 君
 1 3 番 遠 山 健太郎 君
 1 5 番 吉 村 始 君
 1 7 番 小 原 薫 君
 2 0 番 網 谷 眞 治 君
 2 2 番 中 勝 洋 君
 2 4 番 うすい 卓 也 君
 2 6 番 小 西 章 裕 君

6 番 勝 井 太 郎 君
 8 番 中 本 賢 二 君
 1 0 番 福 田 浩 実 君
 1 2 番 中 川 靖 広 君
 1 4 番 中 川 義 弘 君
 1 6 番 筒 井 寛 君
 1 9 番 平 井 清 君
 2 1 番 中垣内 敏 博 君
 2 3 番 西 川 繁 和 君
 2 5 番 南 満 君

欠 席 議 員

1 8 番 西 澤 巧 平 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

管 理 者 亀 田 忠 彦 君
 副 管 理 者 松 井 正 剛 君
 副 管 理 者 仲 嶋 久 雄 君
 副 管 理 者 平 岡 清 司 君
 副 消 防 長 丸 本 千 彰 君
 総 務 部 長 辻 井 義 明 君
 警 防 部 長 狩 森 季 光 君
 財 政 課 長 植 英 樹 君

代表副管理者 平 井 康 之 君
 副 管 理 者 並 河 健 君
 副 管 理 者 三 橋 和 史 君
 消 防 長 徳 永 達 也 君
 組 合 事 務 局 長 林 増寿夫 君
 人 事 部 長 寺 下 訓 啓 君
 予 防 部 長 東 和 範 君
 会 計 管 理 者 生 多 章 人 君

会議に従事した事務局職員

議会事務局長 箱 谷 英 雄 君
 議会事務局主幹 上 田 直 紀 君

議会事務局課長 向 潤 也 君
 議会事務局指導官 森 昌 子 君

午後 3 時 0 0 分 開会

○議長（榎堀秀樹君） ただいまから、令和 8 年第 1 回定例会を開会いたします。

理事者より、会議で資料の作成が必要となった場合のために、議場内に設置されたカメラより会議内容を職員控室に配信したいとの要望がございます。これまでと同様に、会議内容を配信することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がございませんので、ただいまから中継させていただきます。

次に、閉会中に五條市で組合議員が交代となりましたので、お手元に配付しております名簿にて、ご紹介に代えさせていただきます。

管理者招集挨拶

○議長（榎堀秀樹君） 管理者から招集のご挨拶があります。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 奈良県広域消防組合の管理者を務めております、橿原市長の亀田でございます。開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日、令和8年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、本会議では、承認1件、報告1件、条例改正4件、そして補正予算、当初予算、財産の取得、財産の処分、同意、それぞれ1件を提案させていただいております。

何とぞよろしくご審議賜りますことをお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（榎堀秀樹君） これより本日の会議に入ります。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榎堀秀樹君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

奈良県広域消防組合議会会議規則第87条の規定により、16番、筒井寛議員、21番、中垣内敏博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（榎堀秀樹君） 日程第2、会期の決定を行います。

会期及び日程について、議会運営委員会でご協議いただいておりますので、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、福田委員長。

○議会運営委員長（福田浩実君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会を代表して、本委員会の協議結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、本日招集されました令和8年組合議会第1回定例会の円滑な運営を図るため、去る2月17日、会期や日程、提出議案の取扱等について協議を行いました。

まず、本定例会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

本日の日程につきましては、管理者から提出された承認1件、報告1件、条例改正4件、補正予算、当初予算各1件、財産の取得・処分各1件、同意1件の計11件に加え、当委員会提出の議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案1件、計12件を審議していただくことといたしました。

次に、質疑や討論などの発言については、円滑な議事進行のため、原則として事前の通告制とすることを委員会で決定いたしました。これについては、後ほど全員協議会にてお諮りいただく予定となっております。

最後に、奈良県広域消防組合議会会議規則第109条の規定に基づき、閉会中の継続審査をここに申出いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。なお、委員各位におかれましては、報告漏

れ等があれば補足をお願いいたします。

○議長（榎堀秀樹君） お諮りいたします。

議会運営委員長からの報告がありましたとおり、本会議の会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、本会議の日程は本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、議会閉会中の継続審査について、これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、ただいま報告がありました質疑等の事前通告制について協議するため、会議を休憩し、全員協議会を開催いたします。

午後 3 時 0 5 分 休憩

午後 3 時 0 9 分 再開

○議長（榎堀秀樹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 3 議長諸報告

○議長（榎堀秀樹君） 続きまして、日程第 3、議長諸報告については、監査委員から例月出納検査の結果報告についてご通知がございました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご清覧おきをお願いいたします。

これにて議長諸報告を終わります。

日程第 4 管理者諸報告

○議長（榎堀秀樹君） 日程第 4、管理者から諸報告があります。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 私からの報告につきましては、事前に配付させていただきました令和 8 年奈良県広域消防組合第 1 回定例会行政報告に代えさせていただきますので、ご清覧をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第 5 一般質問

○議長（榎堀秀樹君） 続きまして、日程第 5、一般質問を行います。

質問通告が 1 件来ておりますので、お手元に配付しております一般質問通告一覧表に従って発言を許します。

1 回目の質問は答弁席で行いますが、2 回目以降は自席から発言をお願いいたします。なお、発言については質問時間のみで 1 5 分とし、事前通告に沿った内容で質問をお願いいたします。通告内容と違う場合や議題外にわたる場合は発言を制止する場合があります。

のでご注意願います。

それでは、26番、小西章裕議員の質問を許します。

小西議員。

○26番（小西章裕君） 明日香村の小西でございます。

質問というよりは要望のようなことになるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いをいたします。

消防署所・消防車両・人員配置等に係るグランドデザイン実施計画について質問をさせていただく前に、少し前に、私のところにある施設から連絡があつて、最近、特に今まで以上に救急隊の対応がよくなって本当に助かっているという、喜んでおられる声が届きましたので、最初に報告をさせていただきたいとともに、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、グランドデザインを3つの観点に分けて質問したいと思います。

まず1つ目に、令和12年度、2030年にピークを迎える救急需要等に万全の対応が図れるよう、消防体制の強化推進を図るため、令和4年11月にグランドデザインの実施計画が策定され、この4月より、第1区分と第6区分から先行して実施されるようでございますが、当初からの組合議員さんは知っておられたかもしれません。私のような年数の浅い者は、勉強不足か、勉強するまでどんなようなことなのか分かっておりませんでした。

このような非常に大切な取組で、今後の議案にも関わってくるような事業については、代わって新しくおられる議員さんに、都度、資料の配布であるとか、説明等をしてはいただけないものなのでしょうか。する必要等はないでしょうか。そこら辺のところ、ご答弁よろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榎堀秀樹君） それでは、ただいまの質問に対して、答弁をお受けしたいと思います。

徳永消防長。

○消防長（徳永達也君） 消防長の徳永でございます。

26番、小西議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、救急隊の対応につきまして、お褒めいただきましてありがとうございます。

傷病者皆様への接遇、言葉遣い、身だしなみの向上は、日頃から各署で対応しておるところでございます。ありがとうございます。

続いて、質問へのお答えでございます。

まず、グランドデザイン、令和4年11月に策定されておりますけども、これの主の目的をご説明いたしますと、議員の通告書にも記載いただいておりますとおり、増加し続ける救急需要への対応、これの1点に尽きるところでございます。的確に対応するための体制整備でございます。また、自然災害でありましたり、火災に対する消防力の強化、それをグランドデザインの柱としております。

一方で、当時から説明が現在の議員様にできていなかったということも事実でございますので、議員皆様へのご説明につきましては、いつ頃どのような形であるのが良いのか、榎堀議長様にもご相談しながら、前向きに進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） 小西議員。

○26番（小西章裕君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

2つ目として、令和10年度、2028年にグランドデザインの体制を実現できるように、常日頃から指揮、消防、救助、救急部隊の現場活動能力の向上を目指して尽力していただいているところと思います。

日勤管理職を現場要員へ振り替えることなどで、各署所へ配置する消防車両等人員の最適化が行われ、今までと変わらず、より一層の活動となり、住民の暮らしの安全を守っていただけるのかなというふうに思う一方で、早期退職者の増加や役職定年者も多い中、本当に実現ができるのであろうかという不安であるとか、今までのような地域との関わり、例えば我が明日香村ですと、重要文化財等の消火訓練のような消防団との合同訓練や、操法大会や出初め式等への指導協力、また、予防課で実施をいただいていた幼年防火パレードや地域イベントへの参加がどうなるのか等の心配があるんですけれども、その辺はどのように考えておられるのかお聞かせをいただきたいです。

○議長（榎堀秀樹君） 徳永消防長。

○消防長（徳永達也君） 引き続き、私からご質問にお答えしたいと思います。

グランドデザイン体制につきましては、今年4月から、第1区分と第6区分が先行して体制移行してまいります。その中で、不安要因として今私どもが想定しておりますのが、3点ほどございます。

1つ目が、救急需要の増加が当初見込んでいたよりも、その上ぶれをした状態で増えているというような状況でございます。救急の件数が増えて何が困るかということになりますと、救急車が消防署で待機する時間が短くなりますから、どうしても現場到着までの時間が延伸してしまう。そういう恐れがありますので、今後、救急需要に応じた体制の柔軟な変化が必要であると考えております。

2つ目が、議員から日勤管理職を現場要員に振り替えてというお話がございましたけども、2つ目の懸念は人材の確保でございます。昨今の公務員離れは顕著でありまして、当組合も例外ではございません。グランドデザインでは1,285人の職員が必要というような位置づけをされておりますけども、今年4月の実働の職員数は、1,220人にとどまるなというような見通しでございます。体制としては非常に厳しいのでありますけども、住民皆様へのサービスが低下しないように、これは組織一丸となって取り組んでまいります。

最後になりますけども、消防団、また、市町村との関係性でございます。これは消防署から分署になる地域におきましても今までどおりに取り組めるように、第1区分、第6区分の住民皆様には広報をさせていただきますことと、消防団の幹部の皆さんにもお知らせをしたいと考えております。これまでと変わること、変わらないこと、きちんと対応したいと思えます。

現場での消防団との連携は今までと変わらず、我々にとって消防団の存在というのは非常に重要で、貴重な存在でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） 小西議員。

○26番（小西章裕君） ありがとうございます。

最後の質問になりますが、先を見据えた活動能力の向上に向けて尽力をいただいているということはよく理解できました。

地域住民の間では、分署になるとの情報だけが先走っていて、縮小されるのではないかなというイメージを持たれていて、不安に思っておられる人が多くおられます。先ほどの答弁の中にもありました消防団への周知とか、そういうことも重なる質問になるかもわかりませんが、「そんな心配は要らない。そんなことないですよ。大丈夫なんです」と安心していただけるような周知ができればいいなと思っているんですが、何か考えておられることがあればお聞かせをいただいて、私の一般質問を終わりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（榎堀秀樹君） 徳永消防長。

○消防長（徳永達也君） 引き続きお答えをいたします。

分署になることで、地域の皆様が不安を抱えておられるというようなところもあるかと思います。消防の現場展開能力、活動する体制というのは、これまでより強化をしております。ただ、消防署の日勤管理職、署長や副署長がいなくなる署もありますので、そのあたり、ご不安になることもあるかと思いますが、体制としたら強化になると。そのあたりをきちんとお伝えするために、第1区分と第6区分の構成14の市町村には、2月号もしくは3月号の広報紙に掲載をお願いするように、依頼をしておるところでございます。それ以外の地域の皆様方にも、令和8年度中に、時期を逸しないようにお知らせをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） 以上で一般質問を終わります。

日程第6 承第1号 令和7年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について

○議長（榎堀秀樹君） 日程第6、承第1号、令和7年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について、管理者の説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 承第1号、令和7年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

お手元議案書の1ページ及び別冊の令和7年度一般会計補正予算書・補正予算に関する説明書（第3号）の1ページをお開きいただけたらと思います。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分を行った事項について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

11月定例会後に急遽退職者が発生したことに伴い、退職手当を支給する必要が生じたため、退職手当基金を財源に予算を補正したものでございます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ942万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ161億5,104万5,000円とするものでございます。

議案書の2ページに専決処分書を添付してございますので、併せてご確認をお願い申し上げます。

以上、ご報告をいたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで討論を終わります。
これより採決に入ります。
承第1号を原案どおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、承第1号は原案どおり承認されました。

日程第7 報第1号 和解及び損害賠償の額の決定の専決処分報告について

○議長（榎堀秀樹君） 日程第7、報第1号、和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、管理者の説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 報第1号、和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

本件は、公用車の運行中に発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定2件についてのご報告でございます。

1件目、事故の概要は、令和7年11月24日、磯城消防署の救急車が、天理市内の駐車場において、救急搬送のため方向転換しようとして車を後退させたところ、左前方に駐車していた車両に接触し、破損させたものでございます。損害賠償の額は、22万1,188円となっております。

2件目につきましては、令和7年11月15日、橿原市内の交差点で発生した事故となります。橿原消防署の消防車が緊急走行中に、赤信号で停車していたトラックを追い越そうとした際、消防車左後部の収納棚が開き、トラックのドアミラーに接触して破損させたものでございます。損害賠償の額は、6万7,650円となっております。

議案書を1枚おめくりいただきまして、見開きの4ページ、5ページには、それぞれの専決処分書をつけてございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上、ご報告をいたしますので、ご承知おきお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） 以上の報告に対し、確認等ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ないようでございますので、報第1号を終わります。

日程第8 議第1号 奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（榎堀秀樹君） 日程第8、議第1号、奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第1号、奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

議案書につきましては7ページ、参考資料は1ページとなります。

本案につきましては、令和7年の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、職員の給与改正を行うため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容につきましては、民間との賃金較差を解消し、深刻な人材不足に対応するため、初任給をはじめとする若年層を重点的に改定し、公務における人材確保の強化を図るものでございます。

具体的には、一般職の職員の給料月額平均改定率を全体として3.2%引き上げる他、期末勤勉手当を0.025月分引き上げるものでございます。

また、その他の改正といたしまして、多様な人材の確保や働きやすい職場環境の整備に向け、通勤手当や宿日直手当についても所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第1号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、議第1号は原案どおり可決されました。

日程第9 議第2号 奈良県広域消防組合の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（榎堀秀樹君） 日程第9、議第2号、奈良県広域消防組合の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第2号、奈良県広域消防組合の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

議案書につきましては17ページ、参考資料は27ページとなります。

本案につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に鑑み、本組合においても社会経済情勢の変化に対応し、旅費支給の適正化を図るため、所要の改正を行うもので

ございます。

宿泊に関する主な改正は、従来の固定された定額支給から、現在の実勢価格を反映した上限付きの実費支給へ変更し、近年の宿泊代金の高騰による職員の自己負担を解消するとともに、公金支出の適正化を図るものでございます。

また、これまで出張の日数に応じて1日単位で支給されていた日当を廃止し、1夜あたりの定額を支給する宿泊手当を新設するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第2号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、議第2号は原案どおり可決されました。

日程第10 議第3号 奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（榎堀秀樹君） 日程第10、議第3号、奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第3号、奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

議案書につきましては27ページ、参考資料は51ページとなります。

本案につきましては、り災証明書、事実証明書及び救急搬送証明書の交付手数料を無料化することで、被災者支援を充実させ、住民サービスの向上に寄与するため、提案するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第3号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) ご異議がないと認めます。よって、議第3号は原案どおり可決されました。

日程第11 議第4号 奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長(榎堀秀樹君) 日程第11、議第4号、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者(亀田忠彦君) 議第4号、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

議案書につきましては29ページ、参考資料は53ページとなります。

本案につきましては、時代の変化や新たなリスクに対応し、住民の安全・安心を高めるため、大きく2つの改正を行うものでございます。

1点目につきましては、近年、利用が拡大しておりますテント型及びバレル型サウナ設備に対し、適切な火災予防対策を講じるため、所要の改正を行うものでございます。現在、これらの設備は急速に普及している一方、その特性に応じた具体的な火気使用の基準については、必ずしも十分でない側面がございました。そこで本改正により、サウナ設備の定義を明確化した上で、設置時の安全な距離や防火構造、消火設備等の基準を具体的に規定し、より安心して利用できる環境を整えようとするものでございます。

2点目につきましては、大規模地震発生時における火災の多くは、停電復旧時の通電火災が原因とされており、その抑制には感震ブレーカーの設置が有効でございます。本改正では、住宅等における設置の普及促進を規定し、住民の防火意識を高めることで、震災時の火災被害を軽減しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(榎堀秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第4号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) ご異議がないと認めます。よって、議第4号は原案どおり可決されました。

日程第12 議第5号 令和7年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算(第4号)

○議長(榎堀秀樹君) 日程第12、議第5号、令和7年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第5号、令和7年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

議案書は、別冊になっております令和7年度一般会計補正予算書・補正予算に関する説明書（第4号）の1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6億9,287万7,000円を追加し、予算総額を168億4,392万2,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

まず、歳入におきましては、不用となりました分担金及び負担金の減額、金の売払いによる財産売払収入や早期退職者の発生に伴う退職手当基金からの繰入れ、前年度からの繰越金等を計上するものでございます。

続いて4ページをお開きください。

一方、歳出におきましては、令和7年度予算における執行見込額に基づき、不用額を精査し減額をする他、本年度の給与改定及び早期退職者の発生に伴う人件費の過不足の補正、前年度繰越金や財産売払収入などを財政調整基金等へ積み立てて、将来の財政需要に備えるものでございます。

続いて5ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正におきましては、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の更新事業を円滑に遂行するため、その調達支援業務に係る限度額9,680万円の債務負担を設定するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第5号を原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、議第5号は原案どおり可決されました。

日程第13 議第6号 令和8年度奈良県広域消防組合一般会計予算

○議長（榎堀秀樹君） 日程第13、議第6号、令和8年度奈良県広域消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第6号、令和8年度奈良県広域消防組合一般会計予算について

て説明を申し上げます。

議案書につきましては、別冊となつてございます令和8年度予算書・予算に関する説明書の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146億7,147万3,000円と定めております。

3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございますけれども、1款、分担金及び負担金は137億1,758万1,000円、2款、使用料及び手数料502万5,000円、3款、国庫支出金564万6,000円、4款、県支出金150万3,000円、5款、財産収入1,167万8,000円、7款、繰入金3億3,970万6,000円、9款、諸収入1億1,803万4,000円、10款、組合債4億7,230万円の各予算でございます。

おめくりいただきまして、4ページでございます。

歳出でございます。1款、議会費195万5,000円、2款、総務費3億7,081万9,000円、3款、消防費134億349万2,000円、4款、公債費8億8,320万7,000円、6款、予備費1,200万円の各予算でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。これは消防車や救急車など、各事業の債務を負担するため、それぞれの事項について期限と限度額を定めております。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。消防施設整備事業といたしまして、限度額を4億7,230万円と定めております。

続きまして、7ページからは歳入歳出予算の事項別明細となります。

主な部分につきまして、ご説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款、分担金及び負担金、1目、消防費分担金は135億8,000万円、前年度と比較いたしまして4億3,000万円の増額となっております。

11ページから13ページの説明欄に各市町村別の分担金が記載されておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

次に、14ページ、15ページをお願いしたいと思います。

4款、県支出金150万3,000円は、デジタル無線・通信指令システム整備事業費において、県から交付される補助金でございます。

続いて16ページ、7款、繰入金は3億3,970万6,000円。主なものとして財政調整基金1億2,963万5,000円、庁舎・設備整備基金1億3,918万9,000円、退職手当基金7,088万2,000円をそれぞれ繰入れするものでございます。

続いて18ページでございます。

9款、諸収入、2項、雑入は1億1,557万9,000円でございます。主なものとしたしましては、派遣職員給与費に係る負担金収入となっております。10款の組合債4億7,230万円は、消防車両の更新など投資的経費の財源に充当するもので、緊急防災・減災事業債など有利な起債を活用してございます。

次に２０ページ、歳出でございます。

１款、議会費は１億９千５百万５千円、主に議員報酬と議会会議録作成費用となっております。２款、総務費の主なものといたしましては、１目の一般管理費３億７千２百万円で、前年度と比較いたしまして１億６千８百万円の増額でございます。

主なものにつきましては、２３ページでございますが、需用費の光熱水費、庁舎の電気代等で１億７千４百万２千円、さらに２５ページになりますけれども、使用料及び賃借料の事務機器借上料３億８千３百万３千円、備品購入費の一般備品費は４億８千７百万１千円、主なものにつきましては事務用パソコンの購入代でございます。

続いて２６ページ、２７ページをお願いいたします。

２６ページの下段、３款、消防費でございます。

１目、常備消防費１億２千９百万７千３百２万８千円、前年度と比較いたしまして２億８千７百万１万６千円の増額でございます。

２７ページに移りまして、給料が４億９千８百万４千４百８万９千円、職員手当等４億６千９百万４千７万６千円、続いて２９ページ中ほどにあります共済費１億１千２百万３万６千円、これら職員に係ります給与費の合計が、常備消防費全体の８７％を占めてございます。

続いて３１ページをお願いいたします。

中段の委託料で２億４千８百万９千９百円、主なものといたしましては、消防救急デジタル無線設備保守点検委託料、消防指令システム保守点検委託料がでございます。

続いて３３ページをお願いいたします。

備品購入費で４億８千４百万７万４千円、主なものといたしましては、放水塔及び水槽付き消防ポンプ自動車２台の他、救急車７台、軽四多目的搬送車２台の購入となっております。

次に積立金２億４千４百万８千７万９千円、これは将来の庁舎整備にかかる費用や退職手当を支給するため、それぞれの基金へ積み立てるものでございます。なお、この積立てにつきましても、各市町村のご意向を反映したものでございます。

続いて３４ページをお願いいたします。

２目、消防施設費４億２千６百万１万６千４百円、前年度と比較して１億５千９百万４万５千５百８千円の減額でございます。

主なものといたしましては、３５ページの中ほどでございます委託料で２億３千２百万２千円、消防指令システム・消防救急デジタル無線の更新整備支援業務や改修業務の他、１４節の工事請負費１億５千７百万２万３千円は、各消防署の庁舎改修工事等の費用でございます。

続いて３６ページをご覧ください。

４款の公債費でございます。８億８千３百万２万７千円、消防施設整備及び消防車両の購入等に伴い、借入れした起債の償還金でございます。平成２７年に実施いたしましたデジタル無線整備や指令センター整備事業に伴う起債の償還が終了したことから、１億７千８万２千円の減額となっております。

以上、令和８年度一般会計予算の説明でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

4番、竹邑議員。

○4番（竹邑利文君） 4番、竹邑。

歳出金額は減になっておるのに、なぜ歳入を増にする必要があるわけですか。この点、ちょっとひとつよろしくお願いします。

○議長（榎堀秀樹君） 辻井総務部長。

○総務部長（辻井義明君） 総務部長の辻井でございます。

4番、竹邑議員のご質問にお答えいたします。

質問をいただいた、歳入の総予算が146億7,147万3,000円、また、歳出につきましても146億7,147万3,000円となっております。

ご質問いただいたように、分担金の増額につきましては、昨年度と比較して、総予算につきましては減額となっております。前年度比較でマイナス14億2,319万9,000円となっているところですが、分担金の方は増額となっております。

このことにつきましては、昨年は大淀消防署、また、磯城消防署の庁舎建設費用を組んでおりました。有利な起債といたしまして、緊急防災・減災事業債を活用して、予算の総額がそれにより膨らんでいたところでございます。

こちらの方につきましては、起債事業の方と、組合債の方として組んでおりました。その部分が令和8年度につきましては消滅しておりますので、その部分について総額が大きく、昨年度と比較して減額となっているところでございます。

また、分担金の増額の主な要因としましては、給与改定による人件費の増額により、分担金の増額といったところとなっております。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） 竹邑議員。

○4番（竹邑利文君） これ、単純に考えても、歳出は減額しているんでしょう、言うたら。前年度と比べたら14億もね。だから、14億も減っているんだったら、何でこれ、歳入を増やす要因はあるわけですか。それをもうちょっと言って、要点教えてくださいよ。

○議長（榎堀秀樹君） 辻井総務部長。

○総務部長（辻井義明君） 引き続き、竹邑議員のご質問にお答えいたします。

増えている要因といたしましては、昨年、先ほどもご説明いたしました庁舎建設費用につきまして、組合債といった形で起債をさせていただいております。

庁舎の償還につきましては、25年を期間として毎年償還していくものでございます。その部分について、昨年度、令和7年度の予算につきましては総額として載っておりました。令和8年度につきましては起債の方となりますので、25年をかけて償還していくといったところとなります。

歳出の方で増えているといったところでございますが、歳出の増えている要因、市町村分担金の増えている要因となると思います。こちらにつきましては、人件費が昨年度と比べまして、給与改定等によりまして大きく膨らんでおります。

また、令和8年度につきましては、給与のベースアップ分に加えて退職者が発生する年となっておりますので、人件費等につきましては給与費と、そして退職手当金、こちらについては直接市町村の分担金にかかってくるものとなってきますので、市町村の分担金が

増えているといったところとなっております。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） 徳永消防長。

○消防長（徳永達也君） 消防長の徳永でございます。

4番、竹邑議員のご質問に追加でご説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の3ページをご覧くださいますと、一番最下段の歳入合計でございます、この金額、令和7年度は160億9,400万円余りでございましたけども、令和8年度は146億7,100万円余りと、歳出に応じて歳入総額も同じように下がっている。その中の構成が、市町村からいただく分担金と公債費、組合債の割合が変わっているというような状況でございます。総額自体は、いずれも減額となっております。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） 他に質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） それでは、これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） それでは、これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第6号を原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、議第6号は原案どおり可決されました。

日程第14 議第7号 財産の取得について

○議長（榎堀秀樹君） 日程第14、議第7号、財産の取得についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第7号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

議案書につきましては31ページ、参考資料は57ページからとなっております。

本案につきましては、奈良県広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本案は、車両更新計画に基づき救急車7台を買い入れるため、議決を求めるものでございます。一般競争入札の結果、奈良トヨタ株式会社と2億1,983万5,000円で仮契約をしております。

参考資料57ページには公表開札録、裏面には仮契約書を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第7号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) ご異議がないと認めます。よって、議第7号は原案どおり可決されました。

日程第15 議第8号 財産の処分について

○議長(榎堀秀樹君) 日程第15、議第8号、財産の処分についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者(亀田忠彦君) 議第8号、財産の処分について、ご説明を申し上げます。

議案書につきましては33ページ、参考資料は59ページからとなっております。

本案につきましては、奈良県広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本案は、金14キログラムの売却でございます。処分の方法は一般競争入札で、株式会社フローレスと3億8,844万8,499円で仮契約をしております。

参考資料59ページに公表開札録、裏面には仮契約書を添付しておりますので、ご確認をよろしくお願い申し上げます。

以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(榎堀秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

4番、竹邑議員。

○4番(竹邑利文君) 4番、竹邑。

これ、応札は1社ですわな。1社だったら全然競争性が発揮できませんやろう。これ、1社でも落札という格好で今までやってきたわけですか。それとこの金額、妥当な金額というのは、どこの分で判断されたかお答えください。

○議長(榎堀秀樹君) 辻井総務部長。

○総務部長(辻井義明君) 総務部長の辻井でございます。

4番、竹邑議員のご質問にお答えいたします。

応札につきましては1社でございます。買取りの方につきましては、買取価格ではなく買取率の方で入札を行っております。

そういった形で1社で応札があり、こちらの示している部分と照らし合わせましたところ、買取率の方がオーケーでございましたので、そのまま仮契約といったところとさせていただきます。

また、当時の価格の設定でございますが、第3回目のこの入札につきましては、今年の1月28日に入札を行っております。その際に、当日午前に発表されます、田中貴金属がその日の金の買取りの相場を公表しております。それを基に設定をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（榎堀秀樹君） 他にございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで討論を終わります。
これより採決に入ります。
議第8号を原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、議第8号は原案どおり可決されました。

日程第16 同第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（榎堀秀樹君） 日程第16、同第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 同第1号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の35ページをご覧ください。

本案につきましては、現在空席となっております議員選出の監査委員について、8番、五條市の中本賢二議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） ただいま、監査委員の選任につき、中本議員の同意案が提案されました。

地方自治法第117条の規定により、中本議員の退場を求めます。

（中本議員 退場）

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） これで討論を終わります。
これより採決に入ります。

同第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、同第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、中本議員の入場を許可いたします。

(中本議員 入場)

○議長（榎堀秀樹君） ただいま、中本議員の監査委員選任案が同意されました。ここで、中本議員に監査委員就任のご挨拶をお受けいたします。

中本議員、ご登壇お願いいたします。

○8番（中本賢二君） ただいま、奈良県広域消防組合監査委員としてご同意をいただきました五條市の中本でございます。大変重責ではございますが、監査委員としての職務を自覚し、全力を挙げて職務に取り組む所存でございます。

今後とも研さんに努めまして、識見者の梅崎監査委員とともに、公正公平の立場で職務を遂行してまいりますので、議会の皆様、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

日程第17 委議第1号 奈良県広域消防組合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎堀秀樹君） 日程第17、委員会議案第1号、奈良県広域消防組合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、議会運営委員長に説明を求めます。

福田議会運営委員長。

○議会運営委員長（福田浩実君） 委員会議案第1号、奈良県広域消防組合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書は37ページ、参考資料は61ページとなります。

本案は、管理者提出議案でもありましたように、国家公務員等の旅費に関する法律改正に鑑み、本組合議会においても社会経済情勢の変化に対応し、旅費支給の適正化を図るため、議員の費用弁償を組合の特別職の旅費と同額とする改正を行うものです。

主な内容は、宿泊料について都道府県ごとの定額の実費支給へ変更する他、1日単位で支給されていた日当を廃止し、1夜あたりの定額を支給する宿泊手当に変更するものです。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（榎堀秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（榎堀秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（榎堀秀樹君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

委員会議案第1号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（榎堀秀樹君） ご異議がないと認めます。よって、委員会議案第1号は原案どおり可決されました。

ここで、先ほど議会運営委員会から提案されました委員会議案第2号、奈良県広域消防組合議会会議規則の一部を改正する規則について、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) ご異議がないと認めます。よって、委員会議案第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

ただいまから追加日程書を配付いたします。

追加日程第1 委議第2号 奈良県広域消防組合議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長(榎堀秀樹君) 追加日程第1、委員会議案第2号、奈良県広域消防組合議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、議会運営委員長に説明を求めます。

福田議会運営委員長。

○議会運営委員長(福田浩実君) 委員会議案第2号、奈良県広域消防組合議会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。

先ほどの全員協議会で説明させていただきました委員会議案第2号をお手元にご準備ください。

本案は、議会における審議の質をより一層高め、論点の明確な充実した議論を展開するため、発言通告に関する規定を整備しようとするものでございます。

複雑多様化する行政課題に対し、本会議の場において実効性のある審議を行うためには、発言内容を事前に明らかにする通告制の活用が必要と考えております。

本改正により、発言者が質疑の要旨をあらかじめ提出することを原則とすることで、論点を精査した上での的確かつ誠実な答弁が可能となることにより、本会議における議論が深まり、住民に対してもより分かりやすく、実りある審議過程を提示できるものと考えております。

また、併せて発言通告の効力や、通告を行わない場合の発言手順を明文化することで、公平かつ円滑な議事運営を図るものでございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(榎堀秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

委員会議案第2号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(榎堀秀樹君) ご異議がないと認めます。よって、委員会議案第2号は原案どおり

可決されました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案を全て議了いたしました。

管理者閉会挨拶

○議長（榎堀秀樹君） ここで、管理者からご挨拶があります。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 閉会にあたりまして、御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会におきましては、長時間にわたりまして、重要な議案を提案させていただきましたところ、議員の皆様方には慎重なるご審議を賜り、本日ここに全議案、滞りなく議了いただきましたことに心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後とも、奈良県広域消防組合に対しましてのより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますけれども、皆様方のご健勝、ますますのご活躍を心より祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますけれども、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（榎堀秀樹君） これをもちまして、令和8年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後4時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 榎 堀 秀 樹

署 名 議 員 筒 井 寛

署 名 議 員 中垣内 敏 博